

介護事業者の事故対応

車両に接触しなくても人身事故として責任を負うケース

ーひき逃げと受け取られる可能性もー

■脇を通り抜けた時男の子が転倒

Aデイサービスの送迎車が、道幅5メートルの生活用道路を低速で走行していました。子供を連れた主婦が立ち話をしている脇を、時速10キロ程度で通り抜けた際、子供の一人が転倒しました。運転手は駆け寄り、車に接触したのか子供に尋ねると、男の子は「車に驚いて転んだ」と答え、母親からも「ごめんなさい」と言われたため、問題ないと思い、その後も送迎を続けて施設に戻りました。

デイサービスに戻ると、警察から「子供と接触事故を起こしているので出頭するように」と連絡が入り、所長と運転手が出頭しました。現場検証の結果、子供との接触はなく目撃者証言からも10cmくらい距離があったと判りました。デイサービスは送迎業務を介護タクシー事業者に委託していたため、事業者には被害者と交渉するように指示しました。ところが、被害者は後日デイサービスに対して治療費の請求をしてきました。デイサービスでは、介護タクシー事業者と交渉して欲しいと伝えましたが、被害者はデイサービスを運営する社会福祉法人へ直接請求し、「誠意がない」と市に苦情申し立てをしました。

外注業者の業務中の事故は委託事業者が責任を負う

[事例から学ぶ対応のポイント]

■デイサービスは外注事業者の安全管理に責任がある

本事例のデイサービスは、介護タクシー事業者に運転業務を外注委託しているものの、車両はデイサービスの車両を使用しています。そうすると、車両の所有者としてその車両の運行によって起きた加害事故に対する運行供用者責任を問われます。また、日々の送迎車業務は全てデイサービスの職員によってその業務が管理されているため、デイサービスは外注した送迎車の運行業務を直接支配していることとなります。



そのため、デイサービスの送迎業務で発生した自動車事故の賠償責任は、加害当事者としてデイサービスが負わなければなりません。もちろん、示談交渉においても直接対応して、示談成立まで誠意ある対応をしなければなりません。

■接触しなくても賠償責任を問われることがある

デイサービスの送迎車の運転者は、狭い生活用道路のため意識して低速で走行していましたが、道路上に子供を発見した時点で一旦停車し、注意を促すなど歩行者の安全確保を待って走行する必要があったと考えられます。歩行者と接触していないからといって過失が否定されるとは限りません。

車両が接触しなくても、不用意にクラクションを鳴らしたために歩行者が転倒するようなケースは、人身事故となる可能性があります。交通事故の被害者に対しては、被害者の救護義務が生じるため、その義務を怠って立ち去れば、ひき逃げとして処罰される可能性もありますから注意が必要です。

最近では、高齢のドライバーを雇用しているデイサービスが増えており、事故発生時の対応が不適切なためトラブルが発生しています。「送迎中にトラブルに遭遇したらすぐに事務所に連絡を入れて指示を仰ぎなさい」と徹底しておかなければなりません。

■地域社会の厳しい目

最近では、介護事業者に対する地域からのクレームが増えています。他の事業者であれば、クレームにならないような些細なことを地域の住民は苦情として申し立ててくるのです。地域の人たちは、「介護福祉事業者はモラルが高いのが当たり前」と考えている傾向があるため、厳しい目で介護事業者の振る舞いを見ています。外注事業者に対しても高い意識を持ってもらわなければなりません。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・佐伯
TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店

株式会社福祉施設共済会
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSTビル
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882